

地域医療連携推進法人の認定について

1 概要

「一般社団法人みなみやまなし」から、医療法第 70 条の 2 に規定する地域医療連携推進法人の認定申請があったため、同法第 70 条の 3 第 2 項及び第 70 条の 19 第 2 項の規定により、山梨県医療審議会における意見聴取を行うものである。

【申請の概要】

申請者名称	一般社団法人みなみやまなし
申請代表者	望月 幹也
申請者の主たる事務所の所在地	南巨摩郡身延町切石 117-1
参加法人等の数	5 法人
医療連携推進区域	峡南構想区域内
医療連携推進方針	資料 1 - 4
地域医療連携推進法人の代表理事	望月 幹也

2 経緯

H28.5 山梨県地域医療構想の策定

- ・ 峡南構想区域については、急激な人口減少が見込まれるとともに、他構想区域への医療需要の流出が流入を大きく上回ることが見込まれた

R2.2 地域医療構想調整会議において、飯富病院を含む県内 7 病院に対し、再編統合等の再検討を要請

R4 峡南南部地域における、医療需要分析等を実施

R5.11 峡南南部地域医療連携推進協議会において基本方針を了承

- ・ 飯富病院、身延山病院、南部町診療所を将来的に経営統合し、3 町（早川町、身延町、南部町）で構成する一部事務組合が設置する公立医療機関とする方向
- ・ 統合再編までの間、地域医療連携推進法人制度を活用し、医療連携を推進

R6.2 基本協定書の締結（基本方針と同内容）

R6.6 一般社団法人みなみやまなし設立

3 地域医療連携推進法人制度の趣旨（資料1-2）

- ・地域医療連携推進法人は、医療機関相互間の機能分担及び業務の連携を推進し、地域医療構想を達成するための一つの選択肢として平成29年度に創設された制度
- ・複数の医療機関等が法人に参画することにより、競争よりも協調を進め、地域において質が高く効率的な医療提供体制を確保
- ・令和6年1月1日時点、全国で36法人が認定されており、本県では初

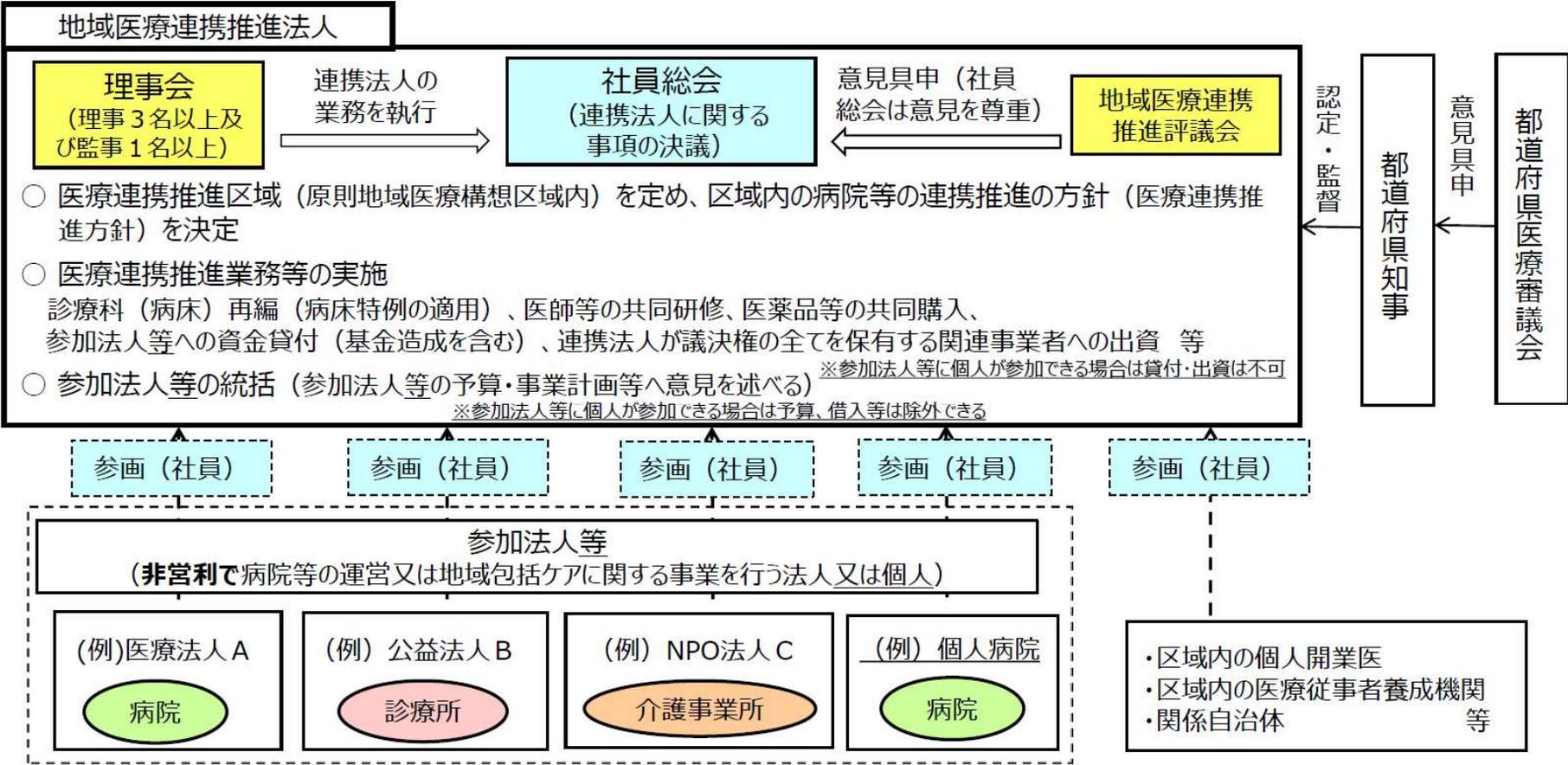
4 地域医療連携推進法人の認定要件における適合状況（資料1-3）

- ・医療法第70条の3第1項～第20号に掲げる基準を満たすこと ⇒ 全項目について適合
- ・医療法第70条の4に掲げる欠格事由に該当しないこと ⇒ 該当無し

地域医療連携推進法人制度の概要

※制度改正後（令和6年4月1日以降）
下線部分が改正箇所

- ・医療機関相互間の機能分担及び業務の連携を推進し、地域医療構想を達成するための一つの選択肢としての、法人の認定制度
- ・複数の医療機関等が法人に参画することにより、競争よりも協調を進め、地域において質が高く効率的な医療提供体制を確保



- 一般社団法人のうち、地域における医療機関等相互間の機能分担や業務の連携を推進することを主たる目的とする法人として、医療法に定められた基準を満たすものを都道府県知事が認定 (認定基準の例)
 - ・ 病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院のいずれかを運営する法人又は個人が2以上参加すること
 - ・ 医師会、患者団体その他で構成される地域医療連携推進評議会を法人内に置いていること
 - ・ 参加法人等が重要事項を決定するに当たっては、地域医療連携推進法人に意見を求めることを定款で定めていること

地域医療連携推進法人の認定要件における適合状況

認定要件	適否	申請者の状況
(1) 運営に関する要件 (医療法第70条の3第1項第1号～第3号、第5号)		
① 医療連携推進業務を行うことを主たる目的とすること	○	法人総費用における事業費率の見込み：83.5%
② 医療連携推進業務を行うことに必要な経理的基礎及び技術的能力を有すること	○	(経理的基礎) ・財政基盤の明確化について 参加法人からの会費収入のほか、地域連携推進法人立ち上げ時には地域医療介護総合確保基金の活用を見込む。 ・経理処理・財産管理の適正性について 地域医療連携推進法人会計基準に従い、各会計伝票の適正な処理に努める。決算、事業報告書等の作成・提出においても医療法等の定めるところにより執行する。 (技術的能力) ・業務実施のための技術、専門的人材や設備等の能力確保について診療連携については、参加病院等の医療スタッフや設備等の現有資源で行うとともに、人材交流、共同研修などの業務実施のための技術、専門人材は参加病院の医療スタッフにより確保するほか、研修テーマによっては外部講師を活用する。 ・その他医療連携推進方針に沿った連携業務の実施についても、参加法人のスタッフで賄うほか、より専門的な技術や知見が必要な業務では外部人材の支援を受ける。
③ 社員、理事、監事、職員等の関係者に対し特別の利益を与えないこと	○	利益供与なし
④ 医療連携推進業務以外の業務を行う場合には、当該業務を行うことによつて医療連携推進業務の実施に支障を及ぼすおそれがないこと	○	医療連携推進業務のみ行う (定款第5条)
(2) 医療連携推進方針に関する要件 (医療法第70条の3第1項第6号)		
① 必要事項を医療連携推進方針に記載していること ・医療連携推進区域 ・参加法人が当該区域において開設する病院等の機能分担及び業務連携に関する事項 ・当該事項の目標に関する事項 ・運営方針、参加法人に関する事項	○	医療連携推進方針にすべて記載されている (資料 1-4)
② 医療連携区域は、山梨県の医療計画に定める構想区域を考慮して定めていること	○	峡南構想区域内である
(3) 定款に関する要件 (医療法第70条の3第1項第4号、第7号～第8号、第10号、第13号、第15号～20号)		
① 医療法第70条第1項第3号又は第4号に該当する者が社員である場合に、同条第2項第3号に掲げる業務及び出資を行わないこと	○	定款第5条第2項において定めている
② 医療連携推進区域を定めていること	○	定款第4条において定めている
③ 社員は、参加法人及び地域において良質かつ適切な医療を効率的に提供するために必要な者に限ること	○	定款第6条において定めている
④ 社員の資格の得喪に関して、医療連携推進目的に照らし、不当に差別的な取扱いをする条件その他の不当な条件を付していないこと	○	付していない (定款第7条、第10条～第12条)
⑤ 営利を目的とする団体またはその役員と利害関係を有することにより社員総会の決議に不当な影響を及ぼすおそれがある者を社員等としないこと	○	定款第7条において定めている
⑥ 代表理事を1人置いていること	○	代表理事は望月幹也となっている
⑦ 理事会を置いていること	○	定款第34条において定めている
⑧ 以下の要件を満たす地域医療連携推進評議会を置くこと ・診療に関する学識経験者の団体の代表、学識経験者、医療・介護を受ける立場にある住民代表等をもって構成されること ・法人に対し、必要な意見を述べるができること ・業務の実施状況について評価を行い、社員総会及び理事会において意見を述べるができること	○	定款第43条、第44条において定めている

⑨ 参加法人が重要事項を決定するに当たって、あらかじめ、法人に意見を求めなければならないこと	○	定款第9条において定めている
⑩ 認定取消処分を受けた場合、医療連携推進目的取得財産残額があるときは、一月以内に贈与すること	○	定款第61条において定めている
⑪ 精算をする場合において、残余財産を国等に帰属させること	○	定款第62条において定めている
(4) 議決権に関する要件 (医療法第70条の3第1項第9号、第11号～第12号)		
① 病院等を開設する参加法人の数が2以上であり、病院等を開設する参加法人の議決権の合計が介護事業等に係る施設または事業所を開設等する法人の議決権の合計を超えること	○	【表】のとおり
② 参加法人の有する議決権の合計が総社員の議決権の過半数を占めていること	○	
③ 社員は、各1個の議決権を有すること	○	定款第18条において定めている

【表】

区 分		議決権数
病院等を開設する参加法人	①	3
介護施設等を開設する参加法人	②	0
その他の社員	③	2
総議決数 (①～③の合計)	A	5
参加法人の議決権の構成割合 (第9号)		①>②
参加法人の議決権の構成割合 (第12号)		(①+②) / A > 0.5

認定要件	適否	申請者の状況
(5) 役員に関する要件 (医療法第70条の3第1項第14号)		
① 理事3人以上、監事1人以上であること	○	理事6名、監事1名となっている
② 各役員について、本人、配偶者、三親等内の親族等が、役員総数の3分の1を超えて含まれないこと	○	本人のみ (親族関係を有する者なし)
③ 理事のうち少なくとも1人は、診療に関する学識経験者の団体その他の関係団体の代表者又は診療に関する学識経験者であること	○	医師3名が理事となっている
区分	事実の有無	
(6) 欠格事由について (医療法第70条の4)		
① 理事及び監事のうち、次のいずれかに該当する者の有無	無	/
イ 地域医療連携推進法人が医療連携推進認定を取り消された場合において、その取消の原因となった事実があった日以前1年以内に、当該地域医療連携推進法人の業務を行う理事であった者でその取消の日から5年を経過しないもの	無	
医療法その他保健医療又は社会福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者	無	
ハ 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者	無	
ニ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者	無	
② 医療法第70条の21第1項又は第2項の規定により医療連携推進認定を取り消され、その取消の日から5年を経過しないもの	無	
③ 暴力団員等がその事業活動を支配するもの	無	

医療連携推進方針

1 医療連携推進区域

山梨県地域医療構想に定める峡南構想区域のうち早川町、身延町及び南部町の区域(以下「峡南南部地域」という。)

2 参加法人等

参加法人等の名称	備考(参加病院等)
身延町早川町国民健康保険病院一部事務組合	飯富病院
公益財団法人身延山病院	身延山病院
南部町	南部町国民健康保険診療所 南部町万沢診療所
早川町	
身延町	

3 理念・運営方針

【理念】 当法人は、飯富病院、身延山病院、南部町国民健康保険診療所及び南部町万沢診療所の将来的な統合再編を念頭に、参加病院等相互間の機能の分担、業務の連携等を推進し、峡南南部地域における効率的で持続可能な医療提供体制を確保していく。

【運営方針】 上記理念を実現するため、「飯富病院、身延山病院及び南部町国保診療所の医療連携に関する基本協定(令和6年2月14日締結)の内容を取組みの指針として、参加病院等が相互に連携し、業務を推進していく。

《取組みの指針》

①「地域完結型医療」の実現を目指す

- ・急性期から回復期、慢性期又は在宅医療に至るまで、必要な医療が切れ目なく安定的に提供できるよう、人材を含めた地域の医療資源を地域全体で最大限かつ効率的に活用する。

②「地域完結型医療」の実現のため、次の視点を持って医療連携を進める。

視点1：参加病院等の役割分担を推進する

- ・参加病院等の特色(強み)を活かした医療を相互に補完し提供する。
- ・飯富病院と身延山病院の類似する機能の集約、分化を図る。

視点2：経営の安定性を確保する

- ・情報共有、技術研鑽を通じ、医療水準の向上を図る。
- ・人材の確保、人事交流を通じ、人材の効率的な活用を進める。
- ・業務の統一等を通じ、業務の効率化を図る。
- ・医療需要に合わせながら、病院の機能や規模の適正化を図る。

③医療連携の安定性、継続性を確保する

- ・飯富病院、身延山病院及び南部町国民健康保険診療所及び南部町万沢診療所の統合再編へ向け、経営形態の見直し、その他環境の整備を進める。

4 病院等相互間の機能の分担及び業務の連携に関する事項及びその目標

①診療連携に関すること

医療資源の有効活用と診療体制の統一

- ・参加病院等が有する医療機能を活用し、又は相互に補完して診療支援を行う。
- ・在籍出向の仕組みなどを活用し、医師、看護師等医療スタッフの相互活用を推進するとともに、診療業務に係る手順の違い等を把握し、その統一化を検討する。

②人材交流及び育成に関すること

参加病院等のスタッフの一体感の醸成と能力向上

- ・部門別、階層別などの相互交流を行い、それぞれの業務における相違や課題を把握し、その解決策を検討する。
- ・共通プログラムによる研修を実施する。

③医薬品等の共同購入の調整に関すること

医薬品等の調達に係る業務の効率化と経費節減手段の確立

- ・医薬品、診療材料及び医療消耗品等の調達手段として、共同購入の方法について検討し、実践し、改善する。

④その他連携推進に関すること

医療連携の推進及び統合再編へ向けた機運の醸成

- ・医療連携推進業務の取組み状況について、各種媒体を活用し、参加病院等のスタッフ、地域の医療機関等へ向けて情報発信する。

新医療機関の設立準備支援

- ・参加病院等の機能分担のあり方等、統合再編後の新医療機関の基本構想を作成する。
- ・新医療機関に必要なスキルを持った人材を配置するため、参加病院等のスタッフ採用計画について調整を行う。
- ・新医療機関に必要な医療用資機材等の調達計画について調整を行う。
- ・各種業務マニュアルや基準を統一し、又は新規に策定する。
- ・既存業務システムを連動させるためのネットワークを構築する。

5 介護事業その他地域包括ケアの推進に資する事業に関する事項

該当なし。

(記載上の注意事項)

- 「2」については、参加法人等、参加病院等及び参加介護施設等の名称を記載すること。
- 「4」については、地域医療構想の達成の観点から参加病院等が実施する機能分担及び業務連携について記載すること。
- 「5」については、医療法第70条の2第4項に基づき、参加病院等及び参加介護施設等の相互間で業務連携を実施する場合に記載すること。

一般社団法人みなみやまなし定款

第 1 章 名称及び事務所

(名称)

第 1 条 当法人は、一般社団法人みなみやまなしと称する。

(事務所)

第 2 条 当法人は、主たる事務所を山梨県南巨摩郡身延町切石 117 番地 1 に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 当法人は、身延町早川町国民健康保険病院一部事務組合立飯富病院、公益財団法人身延山病院、南部町国民健康保険診療所及び南部町万沢診療所(以下「各医療機関」という。)の統合再編までの間、別に定める医療連携推進方針(医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 70 条第 1 項に規定する医療連携推進方針をいう。以下同じ。)に基づき、各医療機関相互の機能の分担、業務の連携等に関する医療連携推進業務を行い、統合再編へ向けた事務を円滑に進め、峡南南部地域(早川町、身延町及び南部町の区域をいう。以下同じ。)において効率的かつ持続可能な医療提供体制を確保し、もって地域医療構想の達成及び地域包括ケアシステムの構築に資することを目的とする。

(医療連携推進区域)

第 4 条 当法人の医療連携推進区域(医療法第 70 条第 1 項に規定する医療連携推進区域をいう。以下「医療連携推進区域」という。)は、山梨県地域医療構想に定める峡南構想区域のうち、峡南南部地域とする。

(医療連携推進業務)

第 5 条 当法人は、第 3 条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 診療連携に関する事業

(2) 人材交流及び育成に関する事業

(3) 医薬品等の共同購入の調整に関する事業

(4) 前各号に定めるもののほか、医療連携推進方針に沿った連携を推進するための事業

2 当法人は、医療法第 70 条第 1 項に規定する参加法人等(以下「参加法人等」という。)として個人が参加できることから、次の事業を行わない。

(1) 参加法人等が、病院等に係る業務を行うのに必要な資金を調達するための支援として、資金の貸付け、債務の保証及び基金を引き受ける者の募集

(2) 医療連携推進業務と関連する法人の株式又は持分を保有することにより、当該法人の事業活動を支配及び管理する事業

第3章 社員

(法人の構成員)

第6条 当法人は、当法人の医療連携推進方針に賛同する次の法人等であって、次条の規定により、当法人の社員となった者をもって構成する。

- (1) 医療連携推進区域において、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する法人
- (2) 医療連携推進区域において、介護事業又は地域包括ケアシステムの構築に資する事業に係る施設若しくは事業所を開設し、若しくは管理する法人
- (3) 医療連携推進区域において、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する個人
- (4) 医療連携推進区域において、介護事業又は地域包括ケアシステムの構築に資する事業に係る施設若しくは事業所を開設し、若しくは管理する個人
- (5) 前各号に掲げる法人又は個人のうち、参加法人等になることを希望しない法人又は個人
- (6) 医療連携推進区域において、医療従事者を養成する機関を開設する者
- (7) 医療連携推進区域において、医療に関する業務を行う地方公共団体その他医療連携推進業務に関する業務を行う者

(社員の資格の取得等)

第7条 当法人の社員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込をし、その承認を得なければならない。

2 当法人は、社員名簿を備え置き、社員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない。

3 次の者については、社員としない。

- (1) 当法人と利害関係を有する営利を目的とする団体の役員若しくは職員又は当該役員の配偶者若しくは三親等内の親族
- (2) 当法人と利害関係を有する営利事業を営む個人又は当該個人の配偶者若しくは三親等内の親族
- (3) 当法人の参加法人等と利害関係を有する営利を目的とする団体の役員又は職員
- (4) 当法人の参加法人等と利害関係を有する営利事業を営む個人
- (5) 前各号に掲げる者に類するもの

(経費の負担)

第8条 社員は、当法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員になった時及び毎年、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(参加法人等の責務)

第9条 第6条第1号から第4号までの参加法人等が、次に掲げる事項を決定す

るに当たっては、あらかじめ、当法人に意見を求めなければならない。

- (1) 事業に係る重要な資産の処分
 - (2) 事業計画の決定又は変更
 - (3) 法人の合併又は分割
 - (4) 目的たる事業の成功の不能による解散又は事業の廃止
- (任意退社)

第 10 条 社員は、社員総会において別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

(除名)

第 11 条 社員が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(社員資格の喪失)

第 12 条 前 2 条の場合のほか、社員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第 8 条に規定する支払義務を 2 年以上履行しなかったとき。
- (2) 総社員が同意したとき。
- (3) 当該社員が死亡し、又は解散したとき。

第 4 章 社員総会

(構成)

第 13 条 社員総会は、全ての社員をもって構成する。

(権限)

第 14 条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は担保に供することに係る承認
- (8) その他社員総会で決議するものとして、法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 15 条 社員総会は、定時社員総会として、毎事業年度(第 49 条に規定する事

業年度をいう。)終了後3か月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。
(招集)

第16条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第17条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

2 前項の規定にかかわらず、代表理事に事故等による支障があるときは、当該社員総会において、出席した社員の中から選出する。

(議決権)

第18条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第19条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 社員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) その他法令で定められた事項

3 第1項の規定にかかわらず、解散の決議は、総社員の4分の3以上に当たる多数をもって行う。

(書面議決等)

第20条 社員総会に出席できない社員は、予め通知された事項について書面又は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)に規定する電磁的方法をもって議決し、又は議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合における前条の規定の適用については、当該社員は出席したものとみなす。

3 理事又は社員が、社員総会の目的である事項について提案した場合において、当該提案について、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第21条 理事が、社員全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を社員総会に報告することを要しないことについて、社員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の社

員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 22 条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

(社員総会運営規則)

第 23 条 社員総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、社員総会において規則で定める。

第 5 章 役員及び顧問

(役員)

第 24 条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3 名以上 8 名以内

(2) 監事 2 名以内

2 理事のうち 1 名を代表理事とする。

(役員を選任)

第 25 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 理事及び監事を選任するに当たって、それに含まれる各役員の親族等の数は、役員の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。

3 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

4 理事又は監事のうち、その定数の 5 分の 1 を超える者が欠けたときは、1 月以内に補充しなければならない。

(親族関係者等の制限)

第 26 条 次の者については、役員としない。

(1) 当法人と利害関係を有する営利を目的とする団体の役員若しくは職員又は当該役員の配偶者若しくは三親等内の親族

(2) 当法人と利害関係を有する営利事業を営む個人又は当該個人の配偶者若しくは三親等内の親族

(3) 当法人の参加法人等と利害関係を有する営利を目的とする団体の役員又は職員

(4) 当法人の参加法人等と利害関係を有する営利事業を営む個人

(5) 前各号に掲げる者に類するもの

(役員職務及び権限)

第 27 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。

- 3 代表理事は、毎事業年度に 4 か月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
- 4 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 5 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 28 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された役員任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第 24 条第 1 項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 29 条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。

(代表理事に欠員を生じた場合の措置)

第 30 条 代表理事が欠けた場合は、任期の満了又は辞任により退任した代表理事は、新たに選定された代表理事が就任するまで、なお代表理事としての権利義務を有する。

(役員報酬)

第 31 条 理事及び監事は、無報酬とする。

(責任の一部免除)

第 32 条 当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 114 条第 1 項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により免除することができる。

(顧問)

第 33 条 当法人に、顧問若干名を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の推薦により代表理事が委嘱する。
- 3 顧問は、この法人の運営に関して代表理事の諮問に答え、又は意見を述べるることができる。
- 4 顧問の任期は、委嘱の都度代表理事が定める。
- 5 第 31 条の規定は、顧問について準用する。

第 6 章 理事会

(構成)

第 34 条 当法人に理事会を置き、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第 35 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職

2 代表理事の選定及び解職は、山梨県知事の認可をもって、その効力を生じる。ただし、代表理事を再任する場合については、この限りでない。

(招集)

第 36 条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第 37 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(議長)

第 38 条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(決議の省略)

第 39 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案について理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 40 条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第 27 条第 3 項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第 41 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 理事会に出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

(理事会運営規則)

第 42 条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、規則で定める。

第 7 章 地域医療連携推進評議会

(構成)

第 43 条 当法人に、地域医療連携推進評議会(以下「評議会」という。)を置く。

- 2 評議会は、次に掲げる者をもって構成する。
 - (1) 医療又は介護を受ける立場にある者
 - (2) 診療に関する学識経験者の団体その他の関係団体
 - (3) 学識経験を有する者その他の関係者
- 3 評議会の構成員の定員は、8名以内とする。
- 4 評議会の構成員は、理事会において、第2項に掲げる者の中から選任する。
(権限)

第44条 評議会は、当法人が第9条の意見を述べるに当たり、当法人に対し、必要な意見を述べることができる。

- 2 評議会は、参加法人等が開設する病院等の機能分担及び業務連携の目標に照らし、当法人の業務の実施の状況について評価を行い、必要があると認めるときは、社員総会及び理事会において意見を述べるすることができる。
- 3 当法人は、前項の意見を尊重するものとする。
(開催)

第45条 評議会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。
(招集)

第46条 評議会は、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

- 2 評議会の構成員は、代表理事に対し、評議会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議会の招集を請求することができる。

第8章 資産及び会計

(資産)

第47条 当法人の資産は、次のとおりとする。

- (1) 設立当時の財産
 - (2) 設立後寄附された金品
 - (3) 事業に伴う収入
 - (4) その他の収入
- 2 当法人の設立当時の財産目録は、主たる事務所において備え置くものとする。
(基本財産)

第48条 当法人の資産のうち、不動産を基本財産とする。

- 2 基本財産は、処分し、又は担保に供してはならない。ただし、特別の理由がある場合には、理事会及び社員総会の承認を得て、処分し、又は担保に供することができる。

(事業年度)

第49条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 50 条 当法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、当該事業年度が終了するまでの間、主たる事務所に備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第 51 条 当法人は、毎会計年度終了後 2 か月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、関係事業者との取引の状況に関する報告書、資金調達の支援及び出資の状況に関する報告書、純資産変動計算書及び附属明細表(以下「事業報告書等」という。)を作成しなければならない。

2 当法人は、前項の貸借対照表及び損益計算書を作成した時から 10 年間、当該貸借対照表及び損益計算書を保存しなければならない。

3 当法人は、事業報告書等について、監事の監査を受けなければならない。

4 当法人は、前項の監事の監査を受けた事業報告書等について、理事会の承認を受けなければならない。

(社員総会における承認及び報告)

第 52 条 当法人の理事は、前条第 4 項の規定により承認を受けた事業報告書等を社員総会に提出しなければならない。

2 当法人の理事は、前項の社員総会の招集の通知に際し、社員に対して、同項に規定する事業報告書等を提供しなければならない。

3 第 1 項の規定により提出された事業報告書等のうち貸借対照表及び損益計算書は、社員総会の承認を受けなければならない。

4 当法人の理事は、第 1 項の規定により提出した事業報告書等(貸借対照表及び損益計算書を除く。)の内容について、社員総会に報告しなければならない。

(公告)

第 53 条 当法人は、前条第 3 項の規定により承認を受けた貸借対照表及び損益計算書について公告しなければならない。

(閲覧等)

第 54 条 当法人は、事業報告書等、監事の監査報告書及び定款を主たる事務所に備え置き、請求があったときは、正当な理由がある場合を除きこれを閲覧に供しなければならない。

2 当法人は、社員総会の日から 1 週間前の日から 5 年間、事業報告書等(財産目録を除く。)及び監事の監査報告書を主たる事務所に備え置かなければならない。

(知事への届出)

第 55 条 当法人は、毎会計年度終了後 3 か月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を山梨県知事に届け出なければならない。

(剰余金の不配)

第 56 条 当法人は、決算の結果剰余金を生じたとしても、これを配当しない。

(医療連携推進目的取得財産残額の算定)

第 57 条 代表理事は、毎事業年度、当該事業年度の末日における医療連携推進目的取得財産残額を算定し、財産目録に記載するものとする。

第 9 章 定款の変更、解散及び清算等

(定款の変更)

第 58 条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

2 前項の変更は、山梨県知事の認可をもって、その効力を生ずる。

3 当法人は、第 2 条に規定する事務所の所在地又は第 63 条に規定する公告の方法に係る定款の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を山梨県知事に届け出なければならない。

(解散)

第 59 条 当法人は、次の事由によって解散する。

(1) 目的たる業務の成功の不能

(2) 社員総会の決議

(3) 社員の欠亡

(4) 破産手続開始の決定

2 前項第 2 号の決議は、総社員の 4 分の 3 以上の賛成がなければ、これを行うことができない。

3 第 1 項第 1 号又は第 2 号の事由により解散する場合は、山梨県知事の認可を受けなければならない。

(清算)

第 60 条 当法人が解散したときは、前条第 1 項第 4 号の事由による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、社員総会の議決によって理事以外の者を選任することができる。

2 清算人は、前条第 1 項第 3 号の事由による解散の場合は、山梨県知事にその旨を届出なければならない。

3 清算人は、次に掲げる職務を行い、又は当該職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

(1) 現務の結了

(2) 債権の取立て及び債務の弁済

(3) 残余財産の引渡し

(医療連携推進認定の取消し等に伴う贈与)

第 61 条 当法人が、医療連携推進認定の取消処分を受けた場合は、社員総会の決議を経て、医療連携推進目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該医療

連携推進認定の取消しの日から1か月以内に、国若しくは地方公共団体、公的医療機関の開設者(医療法第31条に規定する公的医療機関の開設者をいう。以下同じ。)、財団たる医療法人又は社団たる医療法人であって持分の定めのないものに贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第62条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の議決を経て、国若しくは地方公共団体、公的医療機関の開設者、財団たる医療法人又は社団たる医療法人であって持分の定めのないものに贈与するものとする。

第10章 公告の方法

第63条 当法人の公告は、第2条に規定する主たる事務所の公衆に見やすい場所へ掲示する方法により行う。

第11章 雑則

第64条 この定款の施行細則は、理事会及び社員総会の議決を経て定める。

附 則

(最初の事業年度)

1 第49条の規定にかかわらず、当法人の最初の事業年度は、当法人の成立の日から令和7年3月31日までとする。

(設立時の社員)

2 当法人の設立時の社員の名称又は氏名及び住所は、次のとおりである。

設立時社員の名称又は氏名	住 所
身延町早川町国民健康保険病院一部事務組合	山梨県南巨摩郡身延町飯富 1,628 番地
公益財団法人身延山病院	山梨県南巨摩郡身延町梅平 2483 番 167
早川町	山梨県南巨摩郡早川町高住 758 番地
身延町	山梨県南巨摩郡身延町切石 350 番地
南部町	山梨県南巨摩郡南部町福士 28505 番地 2

(設立時の役員)

3 当法人の設立時の役員は、次のとおりである。

職名	氏名	住所
設立時理事	辻 一 幸	
設立時理事	望 月 幹 也	
設立時理事	佐 野 和 広	
設立時理事	丸 山 敦	
設立時理事	芦 澤 敏	
設立時理事	市 川 万 邦	
設立時代表理事	望 月 幹 也	
設立時監事	池 上 要 靖	